

アセットマネジメント One の議決権行使における考え方について

本日、アセットマネジメント One 株式会社(取締役社長:西恵正、以下「当社」)は、「議決権行使における考え方」を公表いたしました。当社は、2016年10月1日にDIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社および新光投信株式会社(以下、総称して「統合4社」)が統合し、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社を目指し、新たに発足いたしました。統合4社においては、2016年2月12日に「フィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取組方針」のアクションプランを公表し、「スチュワードシップ・コードにのっとり、責任ある投資家として株主議決権行使時などの利益相反にかかる規程を整備、遵守する」等につき検討を進めてまいりました。今般、当社が発足するのに伴い、予め検討を進めてきた当社の議決権行使に関する取組方針及び利益相反管理に関する取組方針を「議決権行使における考え方」として公表いたします。

なお、当社は、2016年10月1日付で「当社のフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取組方針」のアクションプランも発表し、「お客さまの利益を第一に考える組織体制を一層強化すべく、運用会社としての独立性を高めた業界最高水準のガバナンス態勢を構築すること」を掲げております。今後も、資産運用のプロフェッショナルとして受託者責任を全うし、常にお客さまの利益に真に適う商品・サービスを提供することで、最も信頼・評価される運用会社となることを目指してまいります。

1. 議決権行使に関する取組方針

責任投資委員会および責任投資部の設置

当社は、スチュワードシップ責任を果たす上で、議決権行使を最も重要な取組みの一つとして位置付けております。

スチュワードシップ活動や責任投資を推進していく体制として、当社は、『責任投資委員会』、および同委員会を運営する『責任投資部』を設置いたしました。

当社では、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考えます。議決権行使に当たっては、形式的な判断に留まらず、投資先企業との建設的な対話(エンゲージメント)に基づき、賛否判断を行うことを重視します。

また、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、専らお客さまの利益のために議決権を適切に行使することが、受託者責任を果たすものと考えています。そのために、議決権行使を通じ、企業に対して、中長期的な株主利益の最大化を目的とした経営を行うよう強く求めるとともに、適切なガバナンスの下、環境・社会にも配慮した健全な企業行動を促します。

責任投資に係る取組方針・議決権行使ガイドライン・議案判断基準の制定

当社は、以上の考え方に基づき、責任投資に係る基本原則を定めた『「責任ある機関投資家」の諸原則<スチュワードシップ・コード>へのアセットマネジメント One の取組方針』、ならびに議決権行使の基本原則・審議ルールを定めた『議決権行使ガイドライン』および『議案判断基準』を制定いたしました。これらの制改定にあたっては、当社の監査等委員会（総勢5名のうち過半数の3名は独立社外取締役で構成）に制改定案を報告後、責任投資委員会にて審議、取締役社長決裁にて決定されます。また、決定された内容は取締役会（総勢9名のうち、過半の5名は独立社外取締役3名を含む非執行取締役で構成）にて報告されます。

2. 利益相反管理に関する取組方針

保有株式の議決権行使にあたっては、『議決権行使ガイドライン』にのっとり、お客さまの利益のみに忠実な議決権行使をいたします。

責任投資委員会および責任投資部の独立性確保

当社は、『責任投資委員会』および『責任投資部』を企画部門および営業部門から独立した会議体・組織とすることによって、利益相反を適切に管理した議決権行使を実施する体制といたしました。

さらに、議決権行使をお客さまの利益のみに忠実に実施することを担保するため、議決権を行使する者は議決権行使業務に携わる関係者以外の当社役職員、およびグループ会社役職員との間で、議決権行使に関する情報のやり取りを禁止します。

監査等委員会等によるモニタリング体制

責任投資委員会には独立社外取締役3名を含む監査等委員や、内部監査部署が同席できる体制とし、『議決権行使ガイドライン』にのっとり、適正な運営・意思決定が行われているかをモニタリングする態勢といたしました。

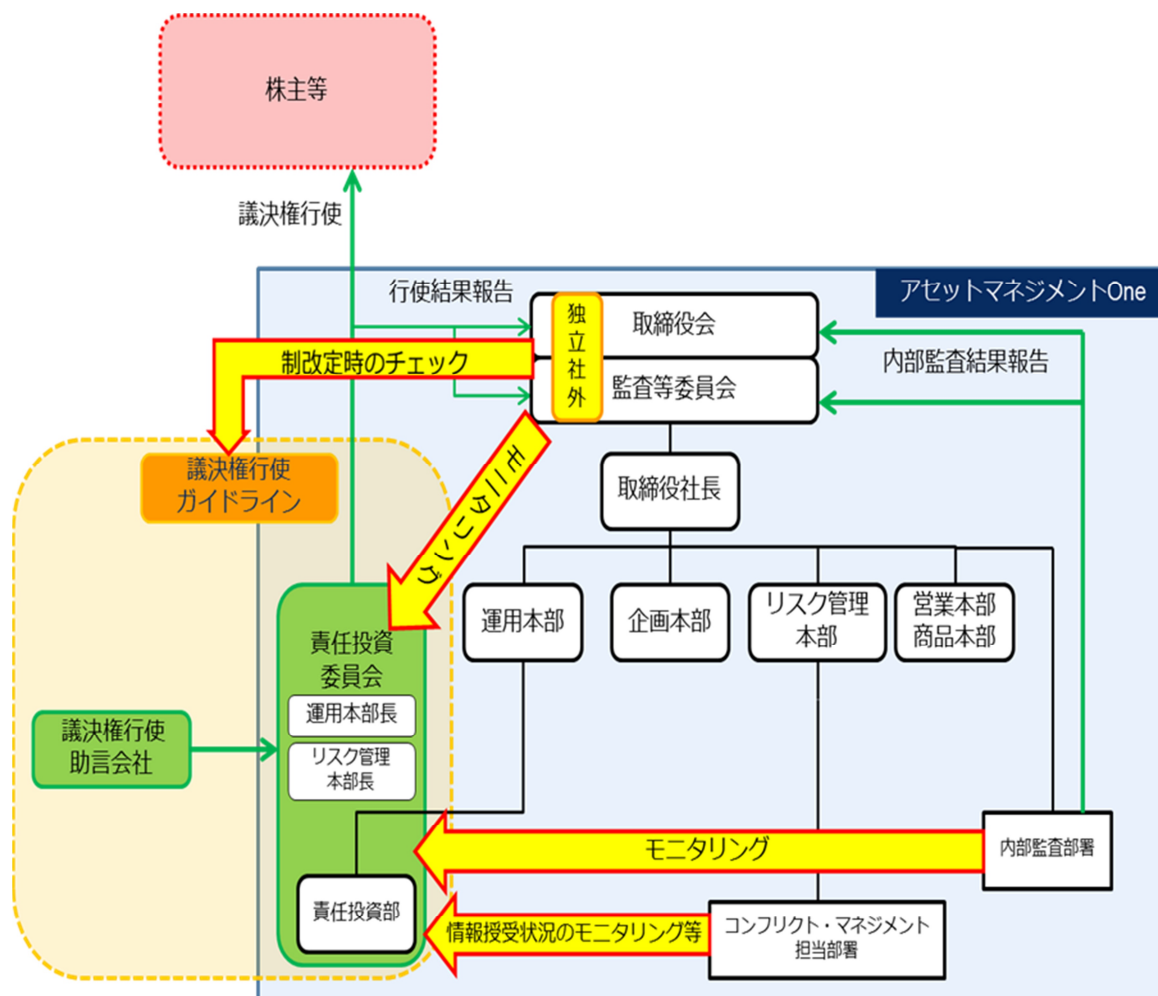
とりわけ株主および株主のグループ会社に対する議決権行使については、利益相反に関しもっとも管理を徹底すべき議案として位置付け、第三者である議決権行使助言会社の助言を活用し、適切に行使してまいります。その議決権行使にあたっては、監査等委員の意見も活用し、行使結果については、取締役会および監査等委員会に報告することによって、その執行状況をモニタリングする態勢を構築してまいります。

利益相反管理に対するコンプライアンス部署の取組

当社では、『利益相反管理に関する基準』を定め、コンプライアンス統括部を、利益相反管理に関する企画立案・推進を行うコンフリクト・マネジメント担当部署とし、コンプライアンス統括グループ長を、当社グループの適切な利益相反管理を推進するための利益相反管理責任者として任命いたしました。かりに経営に重大な影響を与える事案、またはお客さまの利益が著しく阻害される事案が発覚した場合は、速やかに取締役会、監査等委員会に報告し、罰則を含めた適切な

措置がとられる体制といたしました。

【議決権行使における体制】



以上